

'86

3月号

No.192号

はばたけ



第39回 鹿部小学校卒業式

第39回鹿部小学校卒業証書授与式は3月19日新装なった同校体育館で行われ男子43名、女子56名、計99名が卒業しました。

いじめ・学校破損・登校拒否など

増加している児童・生徒の非行

— 青少年の豊かな心を育てましょう —

全国的に校内暴力、いじめ、登校拒否など児童・生徒の問題行動が大きな社会問題となつています。当町においてもこのような問題が何件か発生し、特に中学校生徒による学校破損は、大きな問題となりました。青少年を非行から守り、健全に育成するようここで少し考えてみましょう。

非行防止は長期的視野に立って

家庭・学校・地域社会が一体となりましょう

青少年の非行や校内暴力、いじめ、登校拒否が依然として増加しています。その背景には、社会環境の激しい変化、家庭でのしつけ、学校での教育指導のあり方などが複雑に絡み合っています。

しかし、基本的には、青少年の「心の豊かさ」を育む面での「教育」が不十分なのではないでしょうか。

文部省では、青少年の非行の防止を一時的防止—いわゆる現象面だけにとらわれず、長期的視野

に立った根本的な対応策をとる必要があるとしています。そのためには、家庭、学校、社会がそれぞれの教育的役割を十分果たすとともに、お互いの連携を一層強め、積極的に青少年の人格形成を図っていくことが最も大切—と、文部省では呼びかけています。

当町においても全国的傾向を反親は学校まかせ、なぜ先生がみてくれないかという。先生はなぜ家庭が注意してくれないかという。地域社会では声も掛けず白い目でみる—これでは「子ども」の行き場がない、育たない。

基本的な生活習慣

子供の成長にに応じて「しつけ」

学校や家庭での「しつけ」が十分でないことが、児童や生徒の非行が増えている背景の一つとして挙げられています。つまり、今の児童・生徒には、社会人として望ましい「基本的な生活習慣」が身につけていないことが多く、これが非行に結び付いている。その責任の一端は家庭や学校にある—とする考え方がです。

このような考え方に對していろいろ論議はあると思いますが、謙虚に耳を傾け反省すべき点があれば改善したいものです。

では、基本的な生活習慣とはいったい何でしょうか。一言でいえば社会生活に適應していくための基本となる「ものの考え方」また、道徳に基づいた行動の仕方だといえるでしょう。

この基本的な生活習慣を、子供の成長に應じて身につけさせることが「しつけ」です。

しつけのための心がけ

▽規程アレルギーをなくする
若いご両親や先生は、しつけや規律という言葉に抵抗を感じる人が多いようです。子供をしつけるとき、この抵抗感が妨げとなります。しつけの第一歩は「規程アレルギー」を取り除くことです。

▽放任や甘やかしはしない
昔に比べると、子供を放任したり、甘やかしたりする家庭が増えています。家の中で「にらみ」を利かせていた親が、やさしい親、無関心な親に変わってしまったことも原因の一つです。子供をしかる時には、きちんとしかなるようにはしましょう。

▽教育に対する両親の考え方を一致させる
子供が同じことをしたのに、父親と母親で注意の仕方や接する態度が違っていると、子供は何を模範にしてよいか迷います。子供のしつけは、父親と母親がよく話し合い、協力して行うことが大切です。





「両親」

最後のトリデ

中学生年令は、悩み多き時代、心身の成長過程で、いちばん難しい時期にあるといえます。「大ども」あるいは「小ども」などといわれるように、肉体的にも精神的にも子供から大人への、いわば移行期にあります。小学生時代の「児童の心」を残しながら、一方では大人としての意識を持ち始める——アンバランスな状態が目立つ年令です。

もしれません。チャラチャラと底の浅い生き方をしていると映るかもしれません。しかし、心の中では、自らの課題に直面し、それぞれに悩みを抱えていることが圧倒的に多いのです。

「両親の中には、今まで特に問題もなく順調に育ってきたのだから悩みなどないはず」と高をくくっている方もおられるようです。でも、順調に育ったからこそ、一人の人間としての目覚めが、新たな悩みを生んでいるともいえるのです。親が考える以上に純粹に物事を見ています。

大人の社会は、言わばホンネとタテマを上手に使い分けることで動いている面があります。ところが、中学生は、よりホンネの部分で反応します。妥協を許さない一途な考え方に立てば立つほど、大人の世界との摩擦も大きく、それだけ悩みも深くなるのです。

■反抗を受け止めるだけの心の広がり

わが子が具体的な問題で悩んでいるとき、親はそれを読みとれるかどうか、そして心に響く口のきき方、励まし方ができるかどうか、極めて重要です。といって、ふだん全身全霊を傾けて子供のことを考えてほしいというのではありません。子供が反抗的な態度に出たとき、

どう受けとめるか——親の度量が問われるときです。ふだん使ったことのない乱暴な言葉遣いで子供が反抗してきたとき、こちらも感情で受けてそのまま返すと、そのやりとりだけが異様にふくらんで、どんどん違う方向に話が行ってしまうことがあります。そうならないうためには、その反抗を素直に受けとめてやるくらい心の広がりを持ち続けたいものです。

■非行への瀬戸際で、問われる親の子育ての姿勢

子供が、非行に向かうか、踏みとどまるかの一つのキー・ポイントが、瀬戸際に立たされた時、親の顔がチラッと浮かぶかどうかです。

周囲が自分のことをいつも温かい目で見ていてくれる、という思いが子供にあれば、それが非行に対するブレーキとなります。親ばかりではありません。友達や先輩など子供をとりまく人間関係つまり「応援団」がどれだけいるか、そして、彼らの助言、励ましを受け入れるだけの心の広がりを持つているのです。

それは、「自分が好き」人間が信じられる」という気持を持てるよう、子供を育てたかという親の姿勢が問われることを意味しています。

健康保険と厚生年金保険の加入が義務付けられます

●事業主の皆さんへ

いま健康保険や厚生年金保険に加入していない法人事業所の事業主の皆さん、今年の四月以降、健康保険と厚生年金保険の適用が段階的に拡大され、加入が義務付けられるのを存じてですか。特に飲食店や旅館などのサービス業等を営んでいて従業員が常に五人以上の法人の事業所は四月一日から加入することとなりますのでご注意ください。

これは、健康保険法の改正（昭和五十九年）と厚生年金保険法の改正（昭和六十年）によるもので、今年の四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に、すべての法人事業所が、この二つの社会保険に加入することが義務付けられたものです（図参照）。

なお、今年の四月の適用拡大の範囲には入らない従業員五人未満の法人事業所も、順次適用の時期が定められることとなります。

届け出は、事業主の方が最寄りの社会保険事務所に新規適用

強制適用業種		※非適用業種	
5人以上 法人の事業所または事務所 個人の (5人以上)	法人の事業所 (5人以上) 法人の事務所 (5人以上)	個人の仕事所 事務所 (5人以上)	個人の仕事所 事務所 (5人以上)
5人未満 個人の仕事所 事務所 (5人未満)	法人の仕事所 事務所 (5人未満)	個人の仕事所 事務所 (5人未満)	個人の仕事所 事務所 (5人未満)
個人	法人	個人	個人

(注) 非適用業種の5人以上の法人の事務所は現在も適用対象

●二つの保険で安心を
サービス業等に勤める人もこの二つの社会保険に加入することで、病気やケガをしたときに健康保険により医療費が軽くすんだり、年をとったときなどに厚生年金や基礎年金により所得が保障されることとなります。安心して働ける職場は、働く人も意欲がわいてきます。詳しくは、最寄りの社会保険事務所の窓口でご相談ください。



みんな 胸ワクワク 新 中学一年生

お父さん、お母さん、ご家族の皆さんへ

文部省のまとめた学校保健統計調査によると、この二十五年間に中学生（十四歳）の身長は、男子が八・七センチ、女子が五・六センチ伸びました。生徒の体位が向上することと自体、それはそれでいいのですが、そのことによって目立つ一つの「ズレ」が気にかかります。そのズレというのは、大きな体と幼い心のアンバランスの問題です。

例えば、親は自分よりも大きくなつたわが子を見上げて、「もう立派な大人だ」と考える。一方、子供自身も、まわりの大人以上に成長した自分の体を見て、「オレはもう子供じゃない」と錯覚してしまう。

確かに、最近の中学生は大人の体格を持っていますが、彼らの心理や行動には、まだまだ幼さが残っています。その幼さをどう脱却させていくかが、これからの中学校教育の課題の一つと考えますが、学校だけの力では大きな成果は望めません。

大人の体と幼い心

家庭内の役割分担を明確に

そこで、一つご家族の皆さんにも協力をお願いしたいのです。幼さをなくしていくために、家庭内の役割分担を明確にさせて、この範囲内のことはお子さんに責任をもたせてやらせてほしいのです。例えば、自分の持ち物の管理や部屋の掃除ぐらにはキッチンとさせる、といったことです。

のですが、いかがでしょうか。クラブ活動がお子さんをたくましくする

お父さん、お母さん、ご家族の皆さんに、もう一つお願いがあります。お子さんが中学校に入学されたら、ぜひ、クラブ活動に参加させてほしいのです。

兄弟姉妹の数が少なくなつたいま、クラブ活動は異なつた年齢の仲間

前全日本中学校長会会長

ところで、親が子供をしつける場合、自分たちの子供時代と比べてものを考えがちです。

「お前ぐらいの年のころは、井戸で水をくみ、てんびん棒でかついて運んでいたのに……」

こんな話を子供にしても、時代が違うの一言で片づけられてしまうかもしれません。それよりもむしろ、親自身が子供のよき手本となるよう努めたほうが効果的だと考える

原島 信義

さまざまな葛藤を体験することによって、お子さんは一段とたくましさを増すことでしょう。また、ルールの順守や勝ち負けの厳しさを知ることが、将来、社会の荒波を生き抜く力にも通じるはずですよ。

三年間は早いもので、今年入学されるお子さんたちも、あつという間に高校進学をむ

かえることになりました。その際、進路の決定は、ぜひともお子さん自身にさせてください。

というのは、高等学校の中途退学者の理由を調査してみると、親が決めた学校にいやいや通っていた、というケースが少なくないからです。自分の進路は自分で決めるんだ、という主体性を中学校入学当初から培うことが大切だと思います。

お子さんの中学校入学を間近に控えるご家族の皆さんは、大きな期待をふくらませる半面、不安な気持ちを捨て切れずにいる、というのが正直な心境ではないでしょうか。

勉強についていけないだろうが、進学は、いじめは、校内暴力は……。確かに三年間の中学校生活には、避けて通れない問題が多々あるかもしれませんが。しかし、そのつど、学校と家庭とが連携を取り合

って対処していけば、心配するには及びません。どうぞ学校を信頼して、元気にお子さんを送り出してあげてください。

(談)

※原島先生は、現在、東京都東村山市の明法中学校・高等学校の校長を務めておられます。

特集 中学校入学おめでとう



みんな 胸ワクワク 新 中学一年生

新入生の
きみたちへ

楽しかった小学校生活も終わって、きみたちはこの春から中学生だ。勉強についていけるだろうか、友だちではできるだろうか、クラブ活動は、いじめは……と、きつと不安な気持ちになることもあるだろうね。

だけど、心配なのはだれでも同じ。きみの友だちも、先輩も、それにお父さんだつて、みんな中学生になる前は、心臓がドキドキしたはずさ。さあ、夢と希望をもつて、元気に中学校生活を始めようじゃないか。

勉強

予習と復習で試験もへっちゃら！

きみたちも知っているとおり、中学校の授業は「教科担任」になる。科目ごとに先生がちがうわけだ。
一時間ずつ、べつの先生の顔を見ることができるとは楽しいし、何よりもたくさん先生の考え方に接することができるといふのは、若いきみたちにとつ

てたいへん参考になると思うね。それから、中学校には「中間試験」「期末試験」といって、試験がまとまってあるけれど、その目前になってから、あわてて勉強してもいい成績は取れないかもね。中学生になったら、その日の復習とこれからの予習を毎日やるのが大切なんだ。

クラブ活動

きみはクラブに何を求める？

きみたちは、どのクラブに入るか、もう決めたかな？
中学校のクラブ活動は、先輩後輩のけじめがはっきりしているけれど、その中でいろいろな勉強をしてみたいな。
とにかく、クラブ活動に一度



友だちづきあい

一生の友を見つけちゃおう

参加したら、自分なりの目標を立ててがんばることだね。三年間やりとおせば、しらないうちに積極性や忍耐力が身につくし、仲間との友情も生まれてくるだろうしね。

中学生になると、勉強もクラブ活動もきびしくなるけど、それを一緒にがんばりとおした友だちとの友情は、それだけ強いといえるんだ。中学時代の友だちが、一生の親友になる場合が多いのもそのためじゃないだろうか。
ところで、「いじめ」がテレビや新聞で話題になっているけど、鹿部中学校からは、ぜったい「いじめ」をなくしてほしいな。そりゃあ、クラスの中には、どうしても好きになれない人がいるかもしれないけど、それをきみたちがいじめの権利はどこにもない。
それから、自分はいじめられ



- 髪や服装を清潔にする
 - 自分の考えをはつきり言う
 - 友だちづきあいを大切にし、態度を明るくする
 - ウソをつかない
 - 約束を守る
 - 自まんしたり、いい気になつたりしない
 - ささいなけんかはしない
- 中学生になるってことは、子どもから大人に一歩近づいた、ってことなんだ。



**ぼく
歩行者一年生!!**

守ってあげよう新入学(園)児!!

あぶない!

ドライバーのみなさんへお願い

とびだすぞ、子供は急に止まれない!
特に朝などの通学(園)時間帯等、子供の通行が予測される道路を走行するときは、第一に子供の早期発見に努め、ふいのとび出しにも十分に対処できるように、慎重な運転を実行して下さい。



横断歩道には必ず減速体勢で接近!
特にスクールゾーン内や住宅地等の生活道路の横断歩道に接近するときは、アクセルを戻すなど、直ちに制動措置がとれる体勢で接近するようにしましょう。

右左折時には、横断歩道の手前で確実に一時停止!



子供の姿をみかけたら...
子供が当方の車のほうを見たから...といって油断してはいけません。今の子供たちは、車を怖がりませんので、積極的によけようとしなくていいことがあります。警笛をやさしく鳴らす、窓を開けて声をかけるなどで注意をうながすと共に、確実に徐行や一時停止をして、ドライバーのほうで積極的に危険回避の措置と行動をとるようにしましょう。



駐車車両の側方は徐行で通過!
駐車車両の陰から横断してくる子供がいけないとはかぎりません。



みんなで贈おう 日本の血液

▶4月1日スタート 新しい献血制度

「人生八十年型社会」——わたしたちは今、かつて経験したことのない長寿時代を迎えています。同時に、医療の進歩によって、一昔前ならば、体力のない高齢者は受けられなかった手術も、今では可能になりました。そのため今の献血制度ではすでに、すべての血液製剤を国民の献血だけでは賄い得ない状況になっていきます。

そこで、血液の安定確保を目指し、四月一日から献血制度が生まれ変わることになりました。

あなたが選択

三つの献血方法

昭和六十年の献血者は全国で約八百七十万。全人口の約七・二%の献血率は、世界でもトップレベルを誇ります。しかし、一回当たりの献血量「二百ミリリットル」は、世界でも最少量のレベルです。そのため多くの善意にもかかわらず、医療用の血液は不十分なのが現状です。

このため、今回の改正では、従来の「二百ミリリットル献血」に加え、新たに「四百ミリリットル献血」と血液中の特定成分だけを採血する「成分献血」が

導入されました。その結果、四月一日からはこれら三つの中からどれかを選んで献血できるようになります。

四百ミリリットル献血 安全性は実証済み

血液の安定確保と、輸血による肝炎などの感染やそのほかの副作用を減らすために生まれたのが、四百ミリリットル献血です。

例えば千二百ミリリットルの輸血は、二百ミリリットル献血では六人分の血液が必要です。ところが、四百ミリリットル献血の場合、三人分必要になります。少ない人数で必要量が確保できると同時に、一方で数多くの血液を混ぜ合わせなくて済むので、輸血による副作用を減

血漿分画製剤

血漿分画製剤とは、血液中の血漿成分をさらに個々の成分に分離・精製したものです。この製剤は必要な成分だけを

使用するのですが、日本の献血だけで確保するためには、

らすことができるのです。つまり、量の確保と安全性が得られる採血方法なのです。

四百ミリリットル献血は、日本人と同じぐらいの体格をした東南アジア諸国の人たちのほか、世界各国でかなり前から行われており、医学的にもその安全性は十分に確認されています。

成分献血

必要な成分を採血する

成分献血とは、血液中の血漿あるいは血小板だけを採血する方法です。

なぜ、このような採血方法が必要なのかというと、血漿成分からつくる血漿分画製剤が現在の医療になくてはならないものだからです。しかし今、この製剤をつくる血漿は国内で確保で

今この献血制度では、数倍の献血者が必要です。そのため輸入した製品や血漿を通し、エイズ（後天性免疫不全症候群）に感染するという問題が発生しました。いま、国民の必要とする血液は国民の献血による血液で確保することがせま



健康な時に献血を

きないのです。そのため、その製剤や血漿の九〇%以上を外国に頼っています。医療に必要なこの製剤を国内でつくるためにも、成分献血はなくてはならない採血方法なのです。

成分採血は世界各国、そして国内の大学病院・総合病院でもすでに行われていて、安全性は十分に確認されています。

今回の四百ミリリットル献血と成分献血の導入は、医療に必要な血液製剤すべてを献血から確保する努力の第一歩なのです。健康な時に献血し、必要な時に血液製剤を使った医療を受ける——あなたのさしのべた腕が新しい生命を守ります。

新しくなった献血制度にぜひご協力ください。

※血液製剤とは、人の血液から作られた医薬品を総称して呼びます。

新しい国民年金制度—その二

老 齢 年 金

老齢年金には、老齢基礎年金(新国民年金)と老齢厚生年金(新厚生年金)があります。

ただし、新制度が適用される四月一日に六十歳以上の人と、すでに老齢年金を受けている人については、これまでどおりの制度が適用されます。

老 齢 基 礎 年 金

① 支給要件

老齢基礎年金は、国民年金の保険料を納めた期間(資格期間)と言い、保険料を免除された期間も含む)が二十五年以上ある人に、六十五歳から支給されます。なお、施行時に五十六歳以上の人は、資格期間が二十五年以下でもよい経過措置があります。

制度改正前に厚生年金や船員保険に加入していた期間は、国民年金の保険料を納めていた期間として扱われます。また、サラリーマンの奥さんなど、これまで国民年金に任意加入できなかったのに加入しなかった人の期間は、「カラ期間」(給付の計算には入らないが、資格期間に計算する)として計算されます。

② 年金額

年金額は、下表のように計算されます。

老 齢 基 礎 年 金 の 額

$$600,000円 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times \frac{1}{3}}{(\text{加入可能年数}) \times 12}$$

(注)1) 600,000円は昭和59年度価格
2) 加入可能年数は生年月日に応じて25~40年

また、老齢基礎年金は申請によって支給開始年齢を繰り上げたり、繰り下げることができません。

今回の改正によって国民年金に「強制加入」となり、六十五歳から自分名義の老齢基礎年金が受け取れます。しかし、改正法施行時に六十

老 齢 厚 生 年 金

① 支給要件

老齢厚生年金は、厚生年金の

歳に近い人は、新制度での国民年金への加入期間が短いので、それまでの任意加入期間がないかまたは短い場合は、低額の老齢基礎年金しか支給されないことになってしまいます。そこで、厚生年金の配偶者加給(後で説明があります)の算定対象となっていた妻が六十五歳になって老齢基礎年金をもらい始めるときにつけられる、経過的な加算措置が設けられました。

加算額は、月額、最高一万五千円で妻の年齢が若くなるにつれて減減し、新制度施行日に二十歳未満の人はゼロになります。

60歳	65歳
老齢厚生年金(報酬比例部分)	老齢厚生年金
老齢厚生年金(定額部分)	経過的加算
	老齢基礎年金
特別支給	

② 年金額

老齢厚生年金の年金額の計算は下表のとおりです。

老 齢 厚 生 年 金 の 額

$$(\text{平均月収}) \times \frac{\text{報酬比例部分}}{\left(\frac{10}{1000} - \frac{7.5}{1000} \times \text{生年月日に応じて} \right)} \times (\text{加入月数})$$

※乗率については被保険者の生年月日に応じて $\frac{10}{1000} - \frac{7.5}{1000}$ に減減します。

被保険者期間(保険料を支払った期間)のある人が老齢基礎年金を受けられるようになったとき、つまり六十五歳になったとき、図のように老齢基礎年金の上乗せとして支給されます。しかし、今までの厚生年金は、六十歳から年金が支給されてきましたので、これでは支給開始年齢が引き上げられることになってしまいます。そこで六十歳から六十四歳までの間に老齢厚生年金の特別支給という制度を設けました(図参照)。ただし、特別給付を受けるには、原則として退職していることが必要です。また、在職中でも、所得が一定額未満の方には減額支給があります。

また、六十五歳からの老齢厚生年金には経過的加算措置があります。計算の方法は特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額から、老齢基礎

③ 加給額

厚生年金保険に二十年以上加入した方で、その人の収入によって生計を維持されている配偶者や十八歳未満の子(その子が障害者であれば二十歳未満)がいれば、左表の金額が加算されます。

配偶者加給は、妻が六十五歳になり老齢基礎年金が支給されると打ち切られます。なお、配偶者加給には、妻が六十五歳になる前後で老夫婦世帯の受け取る年金額に大きな差が生じないように、妻の生年月日に応じて特別加算がつけられます。

年金の額(ただし、厚生年金の加入期間にかかる額に限る)を引きます。その差額が経過的加算として支給されます。



	(年額)
配偶者	18万円
2人までの子	各18万円
3人目以降の子	6万円

障害年金と遺族年金

障害年金

① 障害基礎年金

▼支給要件

国民年金に加入している間に病気またはけがによって医師の診察を受け、一定の障害状態になった人に支給されます。ただし、初診日前に保険料を納めていた期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上あることが必要です。

また、二十歳前の傷病によって障害となった人についても、二十歳に達した時から障害基礎年金が支給されます（従前は障害福祉年金が支給されていました）。

▼年金額

年金額は、一級（より重い障害）に該当する人が七十五万円（月額六万二千五百円）、二級が六十万円（月額五万円）です。また、受給権者に十八歳未満の子または二十歳未満で障害のあ

る子（いずれも受給権者によって生計を維持されていることが必要）がいる場合は、二人目まで一人につき十八万円、三人目から一人につき六万円が加算されます。

障害厚生年金の年金額の計算方法

- 1級……平均月収×0.075×加入月数×1.25
- 2級……平均月収×0.075×加入月数
- 3級……（2級と同じ。ただし最低保障額45万円）
- 障害手当金（一時金）……平均月収×0.075×加入月数×2（最低保障額90万円）

（注1）1級、2級は障害基礎年金の上乗せとなる。
（注2）加入月数が300月に満たないときは300月とする。

② 障害厚生年金

▼支給要件

厚生年金保険の加入期間中に病気またはけがによって医者にかかり、一定の障害状態になった人に支給されます。原則として障害基礎年金の上乗せ給付と

遺族年金

① 遺族基礎年金

▼支給要件

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡した時に、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます（ここで「子」とは、十八歳未満の子または二十歳未満で障害のある子に限ります）。

▼年金額

年金額は、妻に支給される場合は、基本額六十万円に、子が一人のときは十八万円、二人のときは三十六万円、三人以上のときは三十六万円に一人増すごとに六万円を加えた額が加算されます。また、子に支給される場合は、基本額六十万円に、子が二人のときは十八万円、三人以上のときは十八万円に一人増

なりますので、初診日前の保険料納付期間が加入期間の三分の二以上ということは、障害厚生年金の受給にも必要です。

▼年金額

年金額は左上の表のようになっています。

② 遺族厚生年金

▼支給要件

次のいずれかに該当する人が死亡したときに、その遺族に支払われます。

- (i) 厚生年金保険に加入している人（加入期間中に初診日のある病気またはけがにより初診日から五年以内に死亡した場合を含む）であって保険料納付期間（免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上ある場合。
- (ii) 一級、二級の障害厚生年金の受給者。
- (iii) 老齢基礎年金の資格期間を満たしている人、が死亡した場合。

ここでいう遺族とは、遺族基



礎年金の支給の対象となる遺族（子のある妻、子）のほか、子のない妻、五十五歳以上の夫・父母、十八歳未満の孫、五十五歳以上の祖父母です。ただし、夫・父母、祖父母は六十歳から支給されます。

▼年金額

年金額は次のように計算されます。

$$\text{（平均月収）} \times 0.075 \times \text{（加入月数）}$$

$$\text{（平均月収）} \times 0.075 \times \frac{3}{4}$$

⑧ 加入月数が三百月に満たない場合は三百月とする。

なお、夫が死亡した時に三十五歳以上の妻で子がいない場合（夫の死亡時に十八歳未満の子がいて、その子が十八歳になったときに三十五歳以上になつていた妻を含む）は、四十歳から四十五万円が加算されます。（以上に掲げた額は、いずれも昭和五十九年度価格）

民三大会
町三大会
町三大会

しばれのなか

汗まみれの大熱戦

町体育協会主催による町民バドミントン大会が、二月十二・十三日に青少年会館で行われました。大会には四十八人、二十四組が



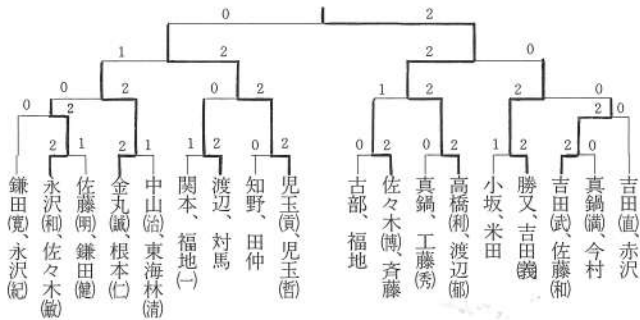
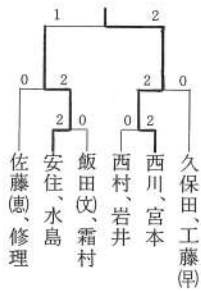
参加し、外のしばれとは対象的に会場内部では汗まみれの大熱戦を展開して、楽しい大会となりました。結果は、次のとおりですが、男子は、高橋・渡辺組、女子では、西川・宮本組が優勝しました。町教委社会教育課と町体育協会では、六十一年度においても各種のスポーツ教室、大会を実施いたしますので、あなたも是非一度参加してみてください。

男子の部

- 1位 高橋利之・渡辺郁夫
- 2位 児玉 哲・児玉 貢
- 3位 金丸 誠・根本仁志

女子の部

- 1位 西川敦子・宮本京子
- 2位 安住美恵・水島玲子
- 3位 工藤早苗・久保田多美子



郷土芸能として伝承を 大岩奴っ子振り保存会 結成十周年記念祝賀会開かれる

大岩奴っ子振り保存会(会長 盛田鉄次氏 会員三十三人) 結成十周年記念祝賀会が、三月七日に鹿部観光ホテルにおいて開催されました。

祝賀会は、盛田会長から、会員並びに関係機関の協力に対する感謝の挨拶が始まり、川村町長、松崎収入役の祝辞、次いで能代事務局長から十周年に至る報告があった。

大岩奴っ子振りは、南部八戸の「赤坂奴っ子道中振り」(大名行列)にその源を發し、安政時代に南茅部町白尻に伝わったものが、昭和二十三年に当町に伝わり今日に至っているものです。

当町に伝承された当初は道具もなく、会員が自分たちの手で道具造りから始め大変な苦勞をしたものでした。その後一般の方々からのご祝儀や会費、更には地域の方々の寄附や町からの助成金等で遂次道具を購入し、現在の立派なものが増えたものです。

一年一度の鹿部稲荷神社祭に、江戸時代を思わせる豪華絢爛な行列として奴っ子振り道中が行われますが、今後も当町の郷土芸能として伝承、発展されることが期待されます。

祝賀会に集まった保存会々員は、奴っ子振りが伝わった当時の先輩の勞苦をしのびながら、「大岩奴っ子振り」を期待どおり町の郷土芸能として伝承していくことを確認していました。



町交通安全指導員 福村直志さん 表彰される。

— 多年にわたる
街頭指導認められる —



町交通安全指導員の福村直志さん(字鹿部)が、多年にわたる交通指導の実績が認められ、社団法人北海道交通安全推進委員会から表彰されました。

福村さんは、昭和四十五年に通指導員となり、現在まで十五年間にわたり、交通指導のため街頭に立ち、交通安全に努められているものです。福村さんはこれまでも交通安全関係で、北海道善行賞(知事表彰)、道交通安全推進委員会表彰、渡島支庁長表彰等の表彰を受けており、「これからの賞をバネとして、もっと頑張りたい」と語っていました。

福村さん、本当におめでとうございました。



お知らせ

福祉手当制度が変わります。

現在、重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されている「福祉手当」は、四月一日から次のように改正されます。

◎新しい制度について
〈特別障害者手当〉

一、二十歳以上の方で、著しく重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方（国民年金法の一級に該当する障害を二つ以上もっている方、又はそれと同じ程度の状態にある方）については、年金の有無や種類にかかわらず「特別障害者手当」が支給されます。

この「特別障害者手当」については、現在役場民生課で申請を受け付けています。

二、二十歳未満の方で、重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする方に

ついでに、現在の「福祉手当」とほぼ同じ内容の「障害児福祉手当」が支給されます。

三月末において「福祉手当」が支給されていて、引き続き「障害福祉手当」が支給される方については、特別な手続きは必要ありません。

〈福祉手当（経過措置）〉
三、三月末において「福祉手当」の支給要件に該当している二十歳以上の方で、四月一日以降、「障害基礎年金」も「特別障害者手当」もどちらも支給されない方については、現在の「福祉手当」が引き続き支給されます。

四、これらの手当は、社会福祉施設に入所している場合や所得が一定の基準を超える場合など、支給されない場合があります。

これらの手当は、毎年二月、五月、八月、十一月の四期にそれぞれ前月までの分が支給されます。

五、四月三十日までに請求手続きをされると四月分から支給されます。また、以後は請求手続きをした日の属する月の翌月から支給されます。

制度改正の内容や必要な手続きなど詳しい内容については、民生課社会福祉係にお問合わせ下さい。

あなたもスポーツサークルに加入しませんか。

現在、スポーツサークルには、六種十六団体、二三名が加入していますが、だれもが好きなサークルに加入できることとなっておりますので、加入を希望する方は直接サークル代表者、又は教育委員会社会教育課へお問い合わせ下さい。（電話：七三二二四）

なお、初心者の方でもサークルの仲間の皆さんが、親切に指導して下さいますのでお気軽にご加入下さい。

「体育を振興し心身の健全育成を図る」ことを目的として、昭和四十六年に町内の体育団体と趣旨に賛同する個人で鹿部村体育協会

鹿部町体育協会

野球協会

11チーム 165名
年間試合数7回
連絡先 宇宮浜 永沢 紀夫
バドミントンサークル
1サークル 12名
月例大会開催
練習(毎週火)：青少年会館
練習先 宇鹿部 関本 忠久

軟式テニスサークル

練習(毎週、月・木)：青少年会館
連絡先 宇宮浜 高谷 照子
1サークル 7名
硬式テニスサークル
練習(4月、11月中旬) 毎日大和コート
練習(1月中旬、4月中旬) 毎週金：青少年会館
連絡先 宇本別 木村 伸子
1サークル 25名

柔道協会

1協会 8名
連絡先 宇鹿部 能代 順一
ママさんバレー
一サークル 20名
道スポ・管内各種大会参加

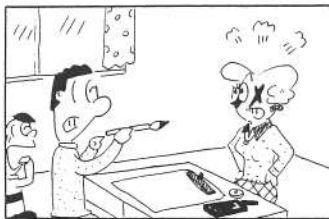
子供と高齢者を交通事故から守ろう

春の全国交通安全運動—4月6日~15日

- 新入学・新入園児を交通事故から守りましょう。
- 歩行者・自転車利用者を交通事故から守りましょう。



さわやか
西村 京 君



歳時記

タンポポ

幼い日、春の野で、タンポポの花を摘んで遊んだり、白い綿毛を吹いてうらないをした思い出をお持ちの方も多いことでしょう。

タンポポは大きく分けると昔からあった在来種と、明治時代に牧草と共に渡来し、北海道から広がったと言われるセイヨウタンポポとがあります。あなたが子供の時に遊んだタンポポはどっちだったのでしょうか。

まで広がっていることがわかりました。

この調査は、全国を一キロ四方の網目(メッシュ)に分けてボランティアの人たちが、その網目の中で、調査対象の生物を見たかどうかを報告してその結果をまとめたものです。調査メッシュは九万六千二百六のうちの、在来タンポポが見られたのは、三万八千三百八十九、セイヨウタンポポは四万六千二百七十九でした。

百年ほどの間にセイヨウタンポポがこんなに増えたのは、セイヨウタンポポの種子が軽く、しかも単為生殖(オシベとメシベのない生殖)なので

遠くまで一人旅をして繁殖できるためだそうです。

見分け方というと、在来タンポポは、花をささえている総苞片(ガクの部分)が上をむいているのに対し、セイヨウタンポポは下にそりかえています。

さて、春といえばタンポポと同時に春の小川の歌を連想します。四月は「河川美化月間」です。川をよこさないようにするだけでなく、地域で行われる河川の清掃などに協力しましょう。



戸籍の窓

世帯と人口

61. 2. 28現在
()は前月比です。

世帯数	1,368世帯 (+4)
男	2,561人 (±0)
女	2,560人 (+4)
計	5,121人 (+4)



おたんじょう
おめでとう



あくやみ
もうしあげます

氏名	奈良 亜沙美	父	光 男	住所	鹿部 別所
氏名	釜澤 惠理香	父	芳 美	住所	鹿部 別所
氏名	中野 綾子	父	徳 雄	住所	宮 浜

氏名	本多 平四郎	享年	九一才	住所	鹿部
----	--------	----	-----	----	----

広報係から

町広報をお送りします。

ご家族、又はお知りあいの方で長期入院されている方、更には以前鹿部に住んでおられて鹿部の状況等を知りたいと思っっている方を知っている人は、企画管財課広報係へご連絡下さい。町広報「しかべ」を毎月お送りします。

発行/鹿部町 編集/企画管財課 製作/久保内印刷

4月の救急病院

- 4月6日……南茅部町国保病院 (南茅部町) ☎ (2)3511
- 4月13日……砂原町国保病院 (砂原町) ☎ 01374(8)3131
- 4月20日……南茅部町国保病院 (南茅部町) ☎ (2)3511
- 4月27日……沢田医院 (鹿部町) ☎ (7)2105
- 4月29日……砂原町国保病院 (砂原町) ☎ 01374(8)3131

——診療時間は午前9時～午後4時——